

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷二十五第

月五年六十和昭

論叢

經濟學論の一節……………文學博士 高田保馬

國家購買力と國民購買力……………經濟學博士 谷口吉彦

信用の生産性……………經濟學士 中谷實

支那中央銀行に關する二三の建議について……………經濟學士 徳永清行

## 時論

東亞の新體制について……………經濟學博士 石川興二

## 研究

ナチスの農業勞働政策……………經濟學士 中川與之助

ハルムス世界經濟學の政治的意味……………經濟學士 松井清

## 說苑

北京市商會の同郷性……………經濟學士 澤崎堅造

ピギー戰時財政とインフレーション……………經濟學士 三谷道麿

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

## ナチスの農業労働政策

中川與之助

### は し が き

ナチスの農業労働政策を正しく理解せんとすれば先づかれらの農業政策を知らなければならぬ。而してナチスの農業政策を知らんとすれば、ナチス革命前の即ち社会民主主義時代の農業政策を一瞥しなければならぬ。蓋しナチス政策は舊政策の行詰りを打開せんとして生まれたものなるが故である。

社会民主主義時代に於ける農業政策は自由主義を原則としたものであり、従つて農業経営の中心原則は一般産業と同様に個人的營利的であつて、何等國家的又は全體的なものではなかつた。その結果生じたことは先づ夥しき土地逃亡(Landflucht)即ち農村人口の都市への流入である。蓋し都鄙を通じて人々が一樣に營利原則の下に置かるゝとせば、何人も營利原則よりみて不利なる農業をすてゝ、有利なる商工業を選ぶべく、従つて又農村をすてゝ都市に向はんとするであらう。かくして獨逸に於ては多くの統計の立證してゐる如く多數の離村民を出したのであるが、その結果はいふまでもなく農産物の減少となつていつた。而して農産物の減少は一方には國民の榮養の不足となり他方には工業原料の缺乏となり、さては又工業生産物に對する農村購買力の減少となつて農村

のみならず都市産業の脅威となるに至つた。加之、不足せる農業労働を補充せんとして他民族の流入を許したる結果は、獨逸民族に對する混血の機會を與ふることとなり民族政策上看過し難き問題を生むに至つた。さてかくの如き諸種の事情は實に國內の問題に非ずして、國民の榮養に就ても工業原料に就ても、又工業生産物の販賣に就ても外國に依存することを益々大ならしむるものであり對外的な重大問題である。第一次世界大戰に於て食糧封鎖によりて敗るゝに至つた獨逸は最も深刻にこのことを體驗した。農村に於ける自由主義的政策の危險は之のみに止らぬ。過大に膨脹したる都市は幾多の社會問題の孵化場となつた。即ち無制限なる人口の都市集中は失業の原因となり、又住居の過密現象を生み出し、これらの失業や過密住居は精神上、肉體上の健全性を害し社會不安・文化の廢頽となつていつた。自由主義が以上の如く農村の疲弊荒廢と共に都市の廢頽を擴大深刻化して行くことは獨逸に於ても早くより人々に認識せられ、殊に世界戦争の後は一層切實なる國家問題となつてゐたのであるが、社會民主主義政權は之に對して何ら積極的な政策を樹てえなかつた。否、かれらは自由主義の上に階級闘争を植ゑつけたが故に自由主義の弊を一層大ならしめた。かやうな理論的、實際的な事情が遂にナチスをして革命的な農業政策を行はしむるに至つたのである。蓋し農村の復興も都市の改革もそれは姑息の手段を以てしては到底行ひえなくなつてゐたのであり、わけても農村の再建こそ國家再建の根本なりとせられてゐたからである。

(其) バツケ (Bake) に據れば獨逸人口は

農村(人口二千以下)人口	都市(人口二千以上)人口	農村(人口二千以下)人口	都市(人口二千以上)人口
一八七一年 二六・二二 <small>百萬</small>	一四・八 <small>百萬</small>	一八九五年 二六・〇 <small>百萬</small>	二六・二二 <small>百萬</small>
一八八〇年 二六・五	一八・七	一九一〇年 二五・九	三九・〇
一九〇〇年 二六・二	二二・三	一九二五年 二二・二	四〇・二

1) 新獨逸國家大系第十卷 第三號 參考。 p. 100-103. 摘稿、ナチス住宅政策の原理 經濟論

農村人口は一八七一年以來四百萬人程を減少した。都市が農業政策が當を得なかつたために農村に於て生活を見出しえない人口の増加を受け容れたのみでなく、その上に四百萬人を農村から取り去つたこととなる。都市の人口は右表にみる如く増加してゐるが、大都市の人口の膨張は特に著しきものがある。獨逸大都市人口は一八七一年には百九十萬人、即ち全獨逸國民の四・六%なるが一九一四年には既に千五百六十萬人即ち二三%、一九二五年には千八百七十萬人即ち二六・七%に上つてゐる。尙バツケは農民の離村は東部獨逸に於て多く、一八四〇年より一九一〇年に至る間に三百五十萬人以上を送り出したと報じてゐる。

## 一

ナチスに據れば「農民は民族的生命の源泉」であり「農民階級は北方民族の生命の根源である」。<sup>2)</sup> それ故に國家再建は先づ農村から始められねばならぬ。彼等は獨逸は工業國家(Industrialstaat)であると同時に農業國家(Agrarstaat)でなければならぬ。<sup>4)</sup> 否工業國家たらんにも先づ農業國家でなければならぬとなす。彼等のこの農業中心の思想は實際的には都市に於ける莫大なる失業を克服せん爲でもあつたが、更にそれは彼等の世界觀や民族觀に發してゐるのである。以下簡単にナチスの農業政策を述べやうと思ふ。

農業を個々の營利に委す場合如何なる結果を生むかは前時代に於て既に經驗せられたるとなれば、ナチスの農業政策は個人主義・自由主義をすて、全體主義・國家主義をとるに至つた。農業は今や單なる個人的營利事業に非ずして民族的・國家的任務を擔當すべきものとなつた。而して農業の擔當すべき全體的・國家的任務とは、一に國民の榮養を供給することであり、二には民族の即ちゲルマンの血を殖やすことである。即ち榮養を供給すること、血を供給すること之を農民の最大の使命である。

農業が國民的榮養を供給すべき全體的機能を負ふとなすことはナチスのアウタリキー政策の表現である。ナチスは民族を以て生ける共同體なりとなし、この生活共同體が自らの力で換言すれば他に依頼することなくとも生

2) H. Ueberschaar, Landarbeitsrecht S. 21.

3) J. Hellauer, Der Genossenschaftsgedank im neuen Staat S. 7.

4) K. Kumpmann, Freiheit und Brot S. 137.

きてゆけるものでなければならぬ。「榮養の自由」(Nahrungsfreiheit)なくして民族の自由はありえない民族の自由はその榮養の確實性に依存する。<sup>5)</sup> 獨逸人は獨逸のパンにて生きざるべからずといふのが彼等の堅き信條となつてゐる。彼等が如何にこの問題を重要視してゐるかは黨の綱領第三條に「吾人は吾々民族の榮養(Ernahrung unseres Volkes)と過剩人口の移住の爲に土地を要求す」といひ、同七條に「吾人は國家が第一に國民の生業並に生活可能性(Lebensmöglichkeit)につきて配慮をなすべき義務を負ふことを要求する」となしてゐるに徴しても明かであらう。

次に農業人口によりてゲルマンの血を維持し且つ更にそれを増殖せんとする政策は最もナチス的特色のあるものである。ナチスの民族主義は一方に於て精神的結合を高調すると共に他方に於ては血統的結合を説き、民族を以て「血と血的な結合」(Blut und blutmassige Verbundenheit)であり、「生物的・自然的單一」(biologische, natürliche Einheit)であり又「血の共同體」(Blutsgemeinschaft)であるとす。民族は神の創造にかゝり神の深慮を秘める。歴史は民族が血の純潔を保つときに榮えるが混濁するときに墮落してゆくことを教へる。民族闘争に於てはさればこの血の原理によりざるをえぬ。かくの如き血の哲學をもつナチスにとりては従つて又血の純潔・健全・増殖といふことが民族政策の最も基本的なものとならざるをえぬ。而してかくの如き血の政策からみると農民こそ最も要護すべきものである。何となれば農民は都市民に比して遙かに多く血の純潔を保つて居り健康的であり且つ多産的である。洵に農民こそは國民の「若き泉」(Jugendborn)であり民族的力の源泉(Kraftquelle)であり、血と種族の運載者(Träger)であるとせらるゝのである。榮養の供給と血の供給とはナチスが農民に期待する最も大なる任務なるが、その外に、ゲルマン精神や文化の運載者として、強き兵士の供給者として或は又工業原料の供給者

5) J. Jessen, Volk und Wirtschaft S. 132.

6) II. Ueberschaar, a. a. O. S. 21.

等として諸多の使命を托してゐることはいふまでもない。

## 二

以上によりてナチス政治の下に於ける農業及び農民の任務は明にされたと思はれるが、この任務を果さしむる爲には従来の農業政策を根本的に變革しなければならぬ。蓋し前述の如く、自由主義的農業政策では農民に全體的・國家的使命に對する自覺もなければ組織もなく、且又農村人口減少の結果は實質上農村には最早國民の榮養を十二分に供給する能力がなくなつてゆく。然も農村人口の減少は一國の人口増加率を減退せしめ血の源泉としての農村の使命も亦喪はれてゆくからである。

ナチスの農業及び農村再建政策を觀るに、先づ第一に全國の農民を一つの團體に糾合し國家は之によりて農民を指導し統制することとした。ライヒ榮養職分團(Reichsnährstand)の設置之である。第二には全國の農地の行政的管理を國家の手に移し、國家の手によりて新しき原理の下に農地を再分配するに至つた。土地制度の大改革である。ライヒ世襲農地制(Reichserbhof)の設置之である。第一と第二とによりて新しき農業制度の骨格が組み立てられたが、舊時代の農業政策の失敗は農民に多くの負債を作らしめてゐた。農民をこの重壓から解放するに非ざれば折角の新政策の下にも彼等は浮び上るをえない。茲に於てか第三に國家は農民の償却に乗り出した。之等は何れも新しき農村勞働政策の基本的前提をなすものなるが故にその骨子を明にして置かなければならぬ。

ライヒ榮養職分團は上述の如く全國の獨逸農民を糾合する團體であるが、詳しくいへば獨逸農業者の外農業協同組合・農産物取引業・農産物加工業者を含む一大組織である。國民に榮養を供給する使命を果すには生産者のみならず加工業者・販賣業者までも網羅する必要ありとしてかくその構成員の範圍を擴げたのである。ライヒ榮

7) Reichsnährstandsgesetz 1935. 9. 13.

日滿財政研究會編 ナチス經濟法 p. 173—9.

8) K. Emig, Das Reichsministerium für Ernährung und Landwirtschaft, S. 14—16. 渡邊庸一郎氏、ドイツに於ける全國農業團の形成とその機能に就て。

養職分團がその國家的使命を果す爲には、それが一つの共同体に結成せられ生産から販賣に至る全過程を通じてあらゆる部門に於ける人々の活動が計畫的・合理的に行はねばならぬ。かくてライヒ榮養職分團の機能は社會的・政治的には、獨逸農民を一つの有機的單位に統合してその利益を助長すること、成員の經濟的・社會的諸問題を處理すること、農業界に於ける各種利益團體の調和をはかること、獨逸農民に國民生活上の使命を自覺せしむること、特に以後に述べる世襲農地制度に基く行政に協力せしむること等にあるが、經濟的・技術的には生産の増加と價格の調整をはかることが最も重大なる任務である。かくて理論的にはライヒ榮養職分團の設立によりて農民社會の安定が保たれ、農業生産力が著しく進展せしめらるることゝなつた。

次にライヒ世襲農地 (Reichserbhof) はナチスが古代のゲルマン的土地相續制度を復活せしめたるものといはれる。自由主義時代には土地は賣買投機の對象となりて自由にその所有權を移動したるが故に農民も亦土地から遊離するに至り、土地に農民が結ばれて不動的に國家目的に奉仕するといふことが不可能になつてゐた。ナチスはかくの如き土地制度を革むるに非ざれば、農民から國民的榮養の供給を計畫的に受けるといふことは期待出来なるとなし、一定の土地——農民の家族の生活を支持しうるに足る面積を有する。但し最高を百二十五ヘクタールとす——を世襲農地となし<sup>9)</sup>、それは永久に家産として相續せらるべく、絶對的に賣買・投機・抵當の對象となしえざるものとなし、然もそれは「秩序正しく經營すべき義務」を課せられ、この義務に反するものは土地を取上げらるゝものとせられてゐる。かゝる制度によりて少くとも一定の農地は國民的榮養を供給する源泉として不動的のものとなり、又かゝる世襲農地を所有する農業人を所謂農民 (Bauer) なりとして彼等に國民榮養の供給者としての責任と名譽とを附與し「國民共同體の管理者」(Truhänder der Volksgemeinschaft) なりとして<sup>10)</sup> 土地と結ば

9) 詳細はライヒ世襲農地法 (Reichserbhofgesetz: 1933. 9. 29) 日滿財政經濟研究會編ナチス經濟法 p. 173-179.

10) A. Wagner, Der Aufbau der deutschen Volkswirtschaft S. 37.

に至つた。ナチス政策の動かざる限り獨逸に於ける一定の土地と農民とは堅く結びれて農業生産に従事すべく、茲に獨逸國民の榮養の供給は確保せらるゝであらう。かゝる制度が獨逸農民の人口を永久に維持し且つ發展せしむる基礎を與へたるものとして、馳て又ゲルマンの血を維持し増殖する源泉を確保したものである。即ちライヒ世襲農地制によりて獨逸土地制度・農業經濟制度・農村家族制度は根本的に建て直され、國民の榮養と血とは此處を中心として不斷に供給されることゝなつた。而してかゝる世襲農地は概算では約百萬經營に上り獨逸農業面積の約五四%に及びうるとせられる。<sup>11)</sup>それはこのライヒ世襲農地制によりても知らるゝ如く、ナチスは元來農村に於ける人口増殖政策及び社會的對立の解消といふ社會政策的立場から健全なる中小經營を多く作ることを以て理想となしてゐるのである。さて吾人は獨逸の舊農業體制を清掃する仕事として農民負債償却の問題に及ばねばならぬ。ナチスは上述の如く農業制度の根本的變革を企つると同時に早くも農業負債整理に着手し、一九三三年六月に農業負債整理法 (Gesetz über landwirtschaftliche Schuldregelung) を發布した。<sup>12)</sup>蓋しナチスは「農民並に農夫は彼等の經營が過去の債務負擔から解放され、新しき過重債務に苦しむことなき様に保護せらるゝによりて始めてその任務を果しうる」となすが故である。この法律の目的は農業の負債を一定の程度に即ち「農業經營がその收入により經營者及びその家族の生計を支へてその上に利拂及び償却をなしうる程度に引き下げるにある」<sup>13)</sup>。その方法としては自ら負債を償還しえざる農民に所轄裁判所へ負債整理手續を申請せしめ裁判所の決定する負債償却局をして之が處理に當らしむる。負債償却の具體的整理方法は協定あり強制あり借換あり元本切下げあり利率限定あり複雑であるが、總債務を現金償却と債務償却證券による償却と年賦償還等に分ち償却局も亦之が償還を負擔することゝした。この農業負債償却の外に農民救濟策としてナチスは小作人保護法を發布して、原則とし

11) A. Wagner, a. a. O. S. 37.  
 12) 前掲ナチス經濟法 a. p. 209.  
 13) K. Emig, a. a. O. S. 28.  
 14) K. Emig, a. a. O. S. 28.

て地主が一方的に小作關係を消滅しえざるものとなし、又農業強制執行保護令によりて農業債務に對する強制執行を禁止してゐた。

さて吾人はライヒ榮養職分團・ライヒ世襲農地法・農業負債整理法等々を述べ來つたのであるが、之によりて人々は新しきナチス獨逸に於ける農民の任務・組織・農地及び農業體制・農産物の市場政策・農民の舊制度からの解放等を明にしえらるゝであらうと思ふ。かくの如き農業及び農村の根本的變革はナチスの世界觀の基礎をなす民族の強化の爲である。ゲルマンの血にゲルマンの榮養を給せねばならぬがゲルマンの血が殖えれば殖える程に給する榮養も増加しなければならぬ。農民は常に農村の血と榮養の供給者であるのみならず、都市の人口と榮養の供給者でなければならぬ。而してかゝる目的に奉仕せしむる爲に農業と農民の組織は今や、その準備を了へた。これよりは、この農業と農民に對して最大限の能力を發揮せしむることである。榮養の増殖政策は生産職(Berzeugungsschicht)の標語の下に、而して人口増殖は農民に「血の源泉・國民の若き泉」たるの自覺を促し、且つ産婦や乳兒の保護によりて生めよ殖やせよの政策となつてゐるのである。

### 三

ナチスの説く土地と血の原理は一體關係をもつ。血即ち人口を増殖せんとすれば益々榮養を多く要し、榮養を多く國民に供給せんとすれば益々勞働即ち人口を多く要す。而して世襲農地のみならば農業労働の關係は一應均衡を保つことになるが、前述の如く世襲農地となるのは全可耕農地の一部にすぎず、大地主制度や小作制度も猶殘されて居りてそれらが多くの農業労働を需要するのみならず、ナチス政策の下に荒蕪地の開拓・沼澤海岸等の埋立・分散せる耕地の整理等によりて、耕地面積が著しく擴大せられて居り、且又道路・河川・溝渠の構築修繕

等の爲に農業労働を益々多く必要となすに至つた。これらに必要な農業労働を如何に供給するかといふことゝ農業労働の生産力を如何にすれば、最大限に發揮せしめうるかといふことがナチス農業労働政策の基本問題である。

必要な農業労働を農村に供給する政策としてナチスの取れる方法は(イ)農民の離村・土地逃亡の喰ひ止め、(ロ)結婚奨励による人口の増加、(ハ)労働奉仕や農村手傳その他である。(イ)農民の離村を喰ひ止むるには從來農民の離村したる原因を突き止めなければならぬが、ナチスは之を以て農村教育の缺陷・物質生活の不安及び低級、文化施設の不振・無制限なる自由移動等によるとなす。かくして先づ農村教育に力を注ぎナチス的世界觀・民族觀から出發する農民の職分の認識・「農民の名譽」(Bauernehre)に對する自覺を促す。物質的生活の不安に就てはライヒ榮養職分團によりて農業經營の安定がはかれると共に労働者に對しては特にその住宅の改善に對して國家は積極政策を樹てゝゐる。文化施設の改善策としては農村に各種の農業に關する専門學校や圖書館・博物館を創設するの外、獨逸労働戦線は巡回劇や音樂會を開催する。農業労働に従事せる經驗あるものは妄りに他業に就くことを得ない法律的制限が附せられてゐる。尙この農村逃亡防止に關聯してナチスが政權獲得當時大都市に於ける失業克服の手段として多くの失業者を農村労働に配置したることは忘れてはならぬ。(ロ)普く人の知れる如く、ナチスは一般に結婚を奨励して結婚貸付金までも設けてゐるのであるが、<sup>15)</sup>わけても農村の結婚を奨励して農村人口の増加をはかつてゐる。一九三八年ゲーリングの發した法令によれば、農村に於ける結婚貸付金の返済には猶豫否時には免除の可能性も與へられ、更に規定の條件によりてこの貸付金は多年の忠實なる農業労働の後には贈與せられることもありうるとせられてゐる。(ハ)獨逸青年の労働奉仕は法律的に強制されてゐるのであ

15) 人口政策と人種政種(新獨逸國家大系第一卷 p.369—438)

16) H. Ueberschaar, a. a. O. S. 31.

るが、その奉仕團のなす事業は農地排水・農地灌漑・土地掘返作業・沼澤地開墾・荒蕪地開墾・氾濫防止・耕地整理・海岸地埋立・移植民事業・道路工事・水路工事等殆ど農業的労働なのである。これが大なる農村労働の補給となつてゐることはいふまでもなからう。女子青年の労働奉仕は未だ部分的に止つて居り、それは寧ろ農家の家庭労働の補助を主としてゐる様である。この外、N・S 獨逸婦人團の行つてゐる奉仕事業・母子保護事業・農村家庭見習事業等も亦これ農村労働の補助となつてゐるといはねばならぬ。以上之を要するに精神的物質的に又行政的・法律的にあらゆる方法を講じて農業労働の供給を行つてゐることがわかるのである。

翻つて吾人は農業労働の生産力を高むる爲にナチスは如何なる政策を樹てつゝあるかの問題を考察するとしてやう。

ナチスに於ける充分なる國民榮養の供給の必要は戰時體制に入るに及んで愈々大となり所謂生産戰 (Wirtschaftskrieg) を開始するに至つたのであるが、農業生産力を高むる方法としてナチスは (イ) 農業經營に於ける人の和をかはらんとして農業經營を變革し、(ロ) 農業労働教育を向上せしめ、(ハ) 各種の労働保護政策を施しつゝある。最近には更に (ニ) 労働の配置が緊急の問題となつて來てゐる。(イ) 農業經營組織の變革は所謂「經營共同體」(Betriebsgemeinschaft) の形式によりて表現される。經營共同體はナチス革命直後の「國民労働の秩序法」(Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit) (A. O. G.) によりて生まれたる所にして、今日のナチス政治の下に於ては單に商工業のみならず農業經營もこの原理によりて改組せらるゝことゝなつた。經營は利己の爲に非ずして國家目的に奉仕するものとされ、經營指導者の下に企業家——實際的には企業家が同時に經營指導者となつてゐる——と労働者とが協力共働の關係にあるべく、而して企業家と労働者との權利は平等 (Gleichberechtigung) であり、隷屬支配

(17) 獨逸労働奉仕制度參照。  
(18) 松桂馬氏、ナチス社會政策の研究 p. 218—240。  
下冊稿、ナチス

の關係はなく、勞働者が經營指導者に對して忠誠 (Treu) の義務を負ふと同時に經營指導者は又勞働者に對して福利 (Wohl) をはかるの義務を負ふ。かくして名實共に經營を共同體化せらるゝ時に「社會の平和」「勞働の平和」は保たれて生産能率を發揮しうべしとなされるのである。農業の經營共同體にありても、これらに何等の變更がなす。(H) 農業勞働教育の改革に就ては之を一般的教育と専門的教育との二方面からみなければならぬ。ナチスは新しい世界觀・民族觀によりて自由主義時代の精神を根本的に變革し職業的身分 (Stand) 意識と共に職業教育を既に小學校時代から加味してゐるのであるが、土地の價值 (Grundwerte) 及び血の價值 (Blutwerte) の原理によりて農民の教育には特に重きを置いてゐる。かくして農民の勞働精神も新にせられて農業勞働の能率を自ら高めつゝあるが、それと同時に農業勞働を以て一の専門勞働 (Facharbeit) なりとなす見地に立つて新しい教育方法を確立してゐる。農業は他の商工業に對して一個の専門勞働なるが、併し農業の性質上商工業に於ける如くその勞働は始めより特種化さるゝを許さず、「農場の全仕事の一體性」に顧みて農業勞働者は農業のあらゆる部門・過程に通ぜねばならぬとなして先づ充分に基本教育 (Grundausbildung) を施し然る後種々の専門科學的又は技術的教育を施すの順序となつてゐる。ナチス時代に至つてこれらの専門學校が多く建設せられた。(H) 農業經營に於ける勞働保護の基本は國民勞働秩序法 (A. O. G.) によりて規定せられ、經營指導者は勞働者の福利に任ずる義務があり經營規定 (Betriebsordnung) には勞働條例 (労働時間・賃銀・休憩等が規定せられ、「勞働管理官」(Friedrich der Arbeit) の認可をうけ且つその監督の下に實行せられることとなつてゐる。この外ライヒと營養職分團 (Reichsanhalt) は農業勞働の雇傭者と被雇傭者との間の勞働法上並に社會上の關係の調整に當つて居り、又社會保險に於ては疾病保險・廢疾保險・負傷保險等に於て經營指導者に掛金負擔の義務を課してゐる。ナチス政權は特に勞働

19) H. Ueberschaar, a. a. O. S. 21.  
20) H. Ueberschaar, a. a. O. S. 22—23.

者の住宅改善に積極的な態度をとり、住宅は道徳上・保健上缺點なきものなるべく、既婚者には子供の數を考慮すべく、獨身者の住宅には暖房・鍵・床・机・椅子・箆箆・洗濯場が備へらるべく、又住込労働者には必ず彼の私室を提供すべく、而もその私室は暖房・通風の設備があり床その他の附屬品を備ふべきこととせられてゐる。<sup>21)</sup>更にナチスの自ら誇る靜養休暇 (Erholungsurlaub) を述べなければならぬ。ナチス時代になりて總ての農業上の賃率規定 (Lohnordnung) には靜養休暇の規定がある。それは一定の條件の下に賃銀を支拂ひつゝ労働者を労働義務から解放するものにて言ふまでもなくそれは肉體的・精神的な労働力の回復の爲である。ブランドンブルグの賃率規定によれば二百五十日の労働日の後には六日間の休暇が與へらるゝ。<sup>22)</sup>農業の生産力を發揮せしむべき政策として最後に(一)労働配置 (Arbeitsinsatz) を述べなければならぬ。労働配置の一般的原理に就ては吾人の既に明にせる所なるが故に之を省くが、労働の生産力を發揮せんには労働力を最も合理的に労働場所に配置しなければならぬ。蓋し労働力と労働場所との關係が不合理である場合、労働能力を充分に發揮する由もないであらうから。農業労働の配置に當りて農業労働を商工業に轉ずることを先づ防止し、一九三四年五月の労働配置規制法によりて、この法律の效力發生の日又はそれより以前三ヶ年に農業に従事せる人々が農業以外の經營又は職業に採用せられんとするにはライヒ長官の許可を要すとなし、更に又農業労働の需要充足の爲に、右規定の發布以前一定の期間に農業に従事してゐたるものにしてこの規定發布の時に農業以外の經營又は職業に従事してゐる場合はその經營の企業家から解雇せらるべきものとなした。更に一九三四年八月の労働配分に就ての規定にて農業・林業上の空き地位に農業林業従業者を以て埋めえられぬ場合、農業以外の青年を以て之に充てしむるをうとなし、更に又國家は既婚農業労働者を多數に採用する爲め或は既に農業經營に従事してゐる人々の爲に新しき家族住宅を建

21) H. Ueberschaar, a. a. O. S. 69—72.

22) H. Ueberschaar, a. a. O. S. 72—74.

23) 拙稿、ナチス労働配置の原理 第五十二卷第二號。

設する場合には當該農業經營者に六ヶ年に互りて建設費を補助することとなした。一九三八年二月に至るや、二十五歳未満の獨身婦人が公私の經營及び官廳に就職せんとする場合には少くとも一ヶ年以上農村經濟又は家事經濟に従事したることを勞働手帳によりて證明せらるゝに非れば不可能なりとなさるゝに至つた。<sup>24)</sup> 農業勞働の吸收・配置に如何に努力してゐるかを察知しうるであらう。

以上吾人は農業生産力の發展方策を述べ來つたが、農業經營の改組といひ、農業教育制度の改革といひ、農業勞働保護或は又勞働配置政策といひ、何れも重要な意義をもつてはあるが、これらの諸政策の價値を十分に發揮するには根本に於ては矢張農業勞働者の精神改造に俟たなければならぬ。されば制度の革新と共に精神の改造に、詳言すればナチスの世界觀・民族觀による新しき共同體思想、さては又勞働精神の注入に大なる努力を注ぎ、新聞・ラヂオ・映畫・學問・藝術等あらゆる文化機關を動員して農村に呼びかけて、不斷に農村文化の更新に努めつゝあるのである。「土地と血の原理」・「職業的身分思想」・「榮養と土地の自由」・「土地と血からの新貴族」・「農民の名譽」・「農民國家」等々の標語は農民の精神を振起させずには置かぬであらう。

## 結 言

吾人は以上ナチスの農業勞働政策を述べ來つたが、今之を要括すれば、榮養のアウトリキー政策によりて農業生産力の一大發展を策しそれに即應する勞働政策を樹て、之が爲には從來の自由主義をすて、職業的身分秩序によりて農業従事者を悉く「ライヒ榮養職分團」といふ名の下に糾合し、之に國民的榮養供給の責任と名譽とを擔はしむるに至つた。而してこの使命を果さしむる爲には更に進んで土地制度を改革して所謂ライヒ世襲農地制に

よりに農民を土地に結びつけて農業労働の供給と農産物の生産に確實性を與へ、更に農業人口の増加の爲に離村を防止し結婚と遺産を奨励した。ナチスは農業生産力の發展の爲には當に農業労働人口の増加のみでなく、労働力の質的發展とその組織の改善に踈ざるべからずとなして、農業經營を所謂共同體的に改組し、農業教育制度を革め農業労働の保護政策にも積極的方針を樹つるに至つた。戦時體制に入るに及んで農業労働配置の合理化に努力し種々の法令を發布してゐる。かくの如きナチスの農業労働政策は短日月の間にも拘らず、相當な効果を擧げたやうである。國民的榮養の供給力は第一次世界戦争の場合に比して著しく進み農村人口も著しく増加しつゝある。それは國家權力による諸制度の改革と干渉並びに文化的宣傳の綜合的結果であつて寧ろ當然であるといふべきであらう。

今、ナチスの農業政策に就て若干の批判を試みるならば、ナチス農業及び農民を以て一國の基礎なりとなすことは、都市中心時代の今日に於て吾人も三思すべき問題であらう。歴史は都市文化には常に進歩性と共に廢頽性がつき纏ひそれが常に農村的な原始的にして素朴なる力によりて更生してゆくことを教へる。腐爛せる唯物的な都市文化を新にする爲に新しく農村の復興を叫ぶことは核心をついてゐると思ふ。ナチスが農民離村の原因を探究して農村と都市とに於ける生活環境の差の大なるによるとして、農村労働者の生活の向上をはかるに至つたことや、農業の専門職業化運動の外、農業經營の共同體化や労働保護政策、わけても農業労働者の住宅改善及び休暇制度等の新設等は何れも進歩的政策といふべく、その結果は諸國の政策にも影響する所尠くないであらう。ナチス政策は職業や住居の自由を拘束し封建的制度への退歩なりとなす非難はあれども、アウタリキー政策をとる以上、ある程度の自由の制限はやむをえざるべく、問題の是非は寧ろナチス世界觀にむけられねばならぬ。更

にナチス政策の長所としては、寸土と雖も之を最も合理的に利用しやうとする態度、あらゆる勞働を國家の爲にせしめて全體的・共同體的自覺を促すと共に特に國土と血統の關心を大ならしむると、農民の生活に安定を與ふると共に農村文化の創造振興によりて農民の人格を向上せしめ且つかれらに生活の幸福を感ぜしめんとすること等は何れも合理的・積極的なりといふべきであらう。併し乍らナチス農業勞働政策には問題がないではない。それは根本には民族闘争的世界觀そのものであるが、それを暫く別としても、世襲農地制は興味深く且つ合理的にみゆる政策であるが、注意深き農業政策が之に伴はぬ場合、農民は土に縛せられて封建的な農奴的生活へ轉落する危険が少くない。よしんばそれ程極端にならなくとも農民の重壓となり不平とならざるをえぬ。ロ、農民の生活に國家行政が餘りに極端に干渉すると、農業を天職として樂しむ農民の性格は失はれて權力目的の爲の手段化され或は農業勞働を苦痛視するの危険なしとせぬ。之はロシヤに於ても經驗せられてゐる所である。ナチスは國民を半農民 (Halb Bauer) にすることが、理想なりといつてゐるが、農民を都市民と同様に指導統制するとせば農民は半都市民化してゆく點も見逃せぬ。ナチスが農民に都市民の有せぬ農民精神を保持せしめやうとしつゝあるが、かくては政策の矛盾である。自然的な農民魂を失はしめずして農民を統制指導してゆくといふことは實際的には左様に容易ではない。ハ、ナチスは農村と都市との均衡といふことをいつてゐるが、現實的具體的には兩者が均衡を保つて靜止してゐるものではない。歴史的にみれば常に都市は政治・文化の中心となり指導者となつてゐる。且又、社會進化の理法をみれば社會は何れかの力が發達したとき他との均衡を破るものであつて、永久の均衡といふことは社會の辨證法發展の眞の姿ではない。ナチス政策も都市の不自然なる發展の生み出したもので

あつて都鄙の均衡が保たれてゐたならばナチス運動の必要も起らなかつたかも知れぬ。將來の獨逸の發展は都市と農村の何れの力によりてなされるだらうか、私は依然として都市の工業的生産力の發展が依然として中心となるものと思ふ。されば「農業國家」とか「農業中心」といつてもそれは都市の發展を助ける意味であつて、農村の爲に都市を從屬せしむる意味ではないであらう。この點に於けるナチスの理論は必ずしも明瞭ではない。二、更に今又、今次の歐洲戰爭に於て他國の領土を併呑した獨逸は諸國の都市と農村及びこれと自國の都市と農村との關係を如何に結合させやうとするか、ゲルマン民族のゲルマン國家のみでなく、歐洲の廣域經濟を説かざるをえなくなつた今日、封鎖的に自國の榮養と自國の人口の均衡のみでなく、廣域に互る都市と農村との均衡をはからざるをえぬとすれば、血と土との共同體の理論も茲に一段と發展しなければならぬであらう。従つてナチスの今日までの農業労働政策も亦多くの變革をうけることであらう。